

学校法人御船学園役員報酬等規程

(趣旨)

第1条 学校法人御船学園（以下「法人」という。）の役員報酬、手当及び退職慰労金については、この規程の定めるところによる。

(役員定義)

第2条 この規程で役員とは、寄附行為に規定する役員(理事、監事及び評議員)をいう。

2 理事はその勤務態様等から次の各号のとおり呼称する。

- (1) 名誉理事長(本学園創設者をいう)
- (2) 専務理事長(専ら理事長職に従事する理事をいう)
- (3) 兼務理事長(本学教職員を兼ねる理事をいう)
- (4) 副理事長(本学園寄附行為第15条に規定する予め指定された理事をいう)
- (5) 兼務理事(本学教育職員を兼ねる理事をいう)

(報酬の支給)

第3条 第2条に規定する役員に報酬及び会議手当を支給する。

2 第1項の規定にかかわらず評議員には会議手当に限り支給する。

(支給日)

第4条 第3条に定める理事及び監事の報酬は、報酬年額の場合は法人が定める12月の給与支給日に、報酬月額の場合は法人が定める給与支給日に支給する。ただし、会議手当は役員会当日に支給する。

(報酬額)

第5条 理事及び監事の報酬は次のとおりとする。

- | | | |
|-------------|---------------------------------------|-----------|
| (1) 名誉理事長 | 報酬月額 | 150,000 円 |
| (2) 専務の理事長 | 報酬月額として本学園給与規程第7条第4号の指定職給料表15号俸を支給する。 | |
| (3) 兼務の理事長 | 報酬年額 | 500,000 円 |
| (4) 専務の副理事長 | 報酬年額 | 400,000 円 |
| (5) 兼務の副理事長 | 報酬年額 | 400,000 円 |
| (6) 兼務の理事 | 報酬年額 | 250,000 円 |
| (7) 理事 | 報酬年額 | 120,000 円 |
| (8) 監事 | 報酬年額 | 120,000 円 |

(会議手当)

第6条 この法人の職員を兼務とする役員が役員会議等に参加した場合は、1回の会議の出席に対し会議手当5,000円を支給する。兼務役員の場合は、1回の会議の出席に対し10,000円を支給する。ただし、同一日に開催した場合の会議手当は1回分とする。

(旅費)

第7条 法人業務に従事するために旅行した役員には、法人旅費規程に定めるところにより旅費を支給する。

(退職金慰労金)

第8条 理事が退職した場合は、その者(死亡による退職の場合は、その遺族)に退職慰労金として20,000円を支給する。

2 同一法人内の教職員として法人退職金規程の適用を受ける役員については、第1項の規定は適用しない。

(改廃)

第9条 この規程の改廃については理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、平成8年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、平成9年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 5 この改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 6 この改正は、平成15年4月1日から施行する。
- 7 この改正は、平成16年4月1日から施行する。
- 8 この改正は、平成30年4月1日から施行する。